

正 誤 表

(2006年4月7日)

ページ	箇所	誤 (現表記)	正
p.383	資料 1-6 の冒頭	(追記)	(別紙 1) を冒頭(日付の前)に追記 (現表記のものは(別添)となる)
p.423	資料 2-2 の出典、上から 3 行目	Vol.75、No.6	Vol.75、No.6 (1996)
p.470	資料 4.2-2(その 5)の処理条件の欄、下から 6 行目～5 行目	粗洗浄 2 (NS-100 中 1 時間×2 回、30 分×2 回) →	粗洗浄 2 (NS-100 中 1 時間×2 回、IPA 中 30 分×1 回) →
p.477	資料 4.2-3(その 3)の技術の名称の欄、1 行目	無酸素熱分解法 (A T P 法)	無酸素熱分離法
p.560～561	資料 5.2-2(その 7)1.試験工程の前処理工程の説明文、2～3 行目	粗洗浄 1 は容器内に洗浄液を注入して流通させる、あるいは注入後一定時間保持し後抜き出すことを繰り返すことで洗浄を行う。	粗洗浄 1 は容器内に洗浄液を注入して流通させる、或いは注入後一定時間保持した後抜き出すことを繰り返すことで洗浄を行う。
p.560～561	資料 5.2-2(その 7)2.試験結果の(1) PCB 洗浄試験の高濃度汚染コンデンサ及び蛍光灯安定器の洗浄方法の欄、上から 4 行目	粗洗浄 2 : NS-100 中洗浄 30 分×1 回	粗洗浄 2 : NS-100 中洗浄 30 分×1 回、IPA 中洗浄 30 分×1 回
p.562～563	資料 5.2-2(その 8)1.試験工程の前処理工程の説明文、2～3 行目	粗洗浄 1 は容器内に洗浄液を注入して流通させる、或いは注入後一定時間保持し後抜き出すことを繰り返すことで洗浄を行う。(以下略)	粗洗浄 1 は容器内に洗浄液を注入して流通させる、或いは注入後一定時間保持した後抜き出すことを繰り返すことで洗浄を行う。(以下略)
p.562～563	資料 5.2-2(その 8)2.試験結果の(1) PCB 洗浄試験の高濃度汚染トランスの洗浄方法の欄、上から 3～4 行目	粗洗浄 2 : NS-100 中洗浄 1 時間×2 回、30 分×2 回	粗洗浄 2 : NS-100 中洗浄 1 時間×2 回、IPA 中洗浄 30 分×1 回
p.562～563	資料 5.2-2(その 8)2.試験結果の(1) PCB 洗浄試験の高濃度汚染トランスの洗浄方法の欄、上から 5～6 行目	(鉄心、銅線は NS-100 中洗浄 5 時間×2 回、30 分×2 回)	(鉄心、銅線は NS-100 中洗浄 5 時間×2 回、IPA 中洗浄 30 分×1 回)
p.582	資料 5.2-3(その 6)技術名称	無酸素熱分解法	無酸素熱分離法
p.585	資料 5.2-3(その 7)下表(4) 項	(4) まとめ	(4) 評価

(別紙 1)

環廃産発第 050210008 号
平成 17 年 2 月 10 日

各都道府県・各保健所設置市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長

PCB 廃棄物の処理作業等における安全衛生対策について

標記について、今般、厚生労働省において「PCB 廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱」が取りまとめられ、別添のとおり、当省に対し、同要綱の周知方協力依頼があったところである。

については、別添の内容について御了知いただくとともに、貴下のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者及び処理業者に対して周知願いたい。

また、各都道府県労働局からポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者及び処理業者について照会があった場合には、協力方願います。

注) :平成 17 年 2 月 10 日 基安発第 0210001 号 厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知